

## 特別職退職手当の引下げについて（意見）

新宿区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、新宿区長から意見を求められた特別職退職手当の引下げについて、次のとおり意見を述べる。

### 1 主な意見

審議会では、特別職の退職手当にかかるこれまでの経緯、現状等を確認した上で、活発な意見交換を行った。その主な意見は次のとおりである。

- (1) 特別職の退職手当は、その職務内容や社会的責任の重さなどに見合ったものとしつつも、社会経済情勢、他団体及び一般職員との均衡を考慮したものでなければならない。
- (2) 一般職員及び 23 区中 6 区の特別職の退職手当がすでに 1 割程度引き下げられたことから、区民の理解を得るためには、新宿区の特別職についても同程度の引下げを実施することが必要である。

### 2 まとめ

特別職の退職手当は、その役割・職責の重さやその活動などに見合ったものであるとともに、区民の理解を得ることができるものでなければならない。あわせて、社会経済情勢や、国、他の地方自治体の状況等を総合的に考慮しなければならない。

したがって、審議会の主な意見を踏まえ、区が示した特別職退職手当を 1 割程度引下げの案については、適当であるとする。

なお、区長をはじめ特別職におかれては、引き続き、区民の信頼と負託に応えるべく、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを期待する。